

## 神奈川県連盟感謝・表彰規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟名誉会議規程、並びに感謝・表彰規程に基づき、一般社団法人日本ボーイスカウト神奈川県連盟(以下「本連盟」という)が贈呈または授与により行う感謝および表彰について規定する。

### (贈呈の区分と種類)

第2条 記章および賞状の贈呈の種類は、次のとおりとする。

- (1) 本連盟から贈呈するもの
  - 神奈川県連盟感謝章(略称 県連感謝章)
  - 神奈川県連盟感謝状(略称 県連感謝状)

### (授与の区分と種類)

第3条 記章および賞状の授与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 本連盟から授与するもの
  - 善行章、善行綬、神奈川県連盟スカウティング褒章
  - 神奈川県連盟特別有功章(略称 県連特別有功章)
  - 神奈川県連盟有功章(略称 県連有功章)
  - 神奈川県連盟褒状(略称 県連褒状)
  - 神奈川県連盟スカウトの増加・拡大顕彰(やまゆり章)
  - 指導者養成感謝状・盾

### (神奈川県連盟感謝)

第4条 本連盟が行う感謝のための記章および賞状の贈呈基準は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県連盟感謝章  
日本におけるスカウト運動のために、都道府県的に尽力した方に対し、本連盟として感謝するもの
- (2) 神奈川県連盟感謝状  
日本におけるスカウト運動のために、都道府県的に貢献した方に対し、本連盟として感謝するもの

### (神奈川県連盟表彰)

第5条 本連盟が行う表彰の授与基準は、次のとおりとする。

- (1) 善行章  
スカウト精神に基づき善行を行い、スカウトの規範となる者
- (2) 善行綬  
スカウト精神に基づき、スカウトの規範となる善行を行った隊、班または組
- (3) 神奈川県連盟スカウティング褒章  
日本におけるスカウト運動に対し、都道府県的に特別顕著な功績を挙げた者
- (4) 神奈川県連盟特別有功章  
日本におけるスカウト運動に対し、都道府県的に多年にわたり功績のあった者
- (5) 神奈川県連盟有功章  
日本におけるスカウト運動に対し、都道府県的に多年にわたり功労のあった者
- (6) 神奈川県連盟褒状  
日本におけるスカウト運動に対し、都道府県的に顕著な功績を挙げた者
- (7) スカウトの増加・拡大顕彰(やまゆり章)  
本連盟に所属する各団において、積極的にスカウト運動の普及に努め、スカ

ウトの増加に貢献した団を顕彰する

(8) 指導者養成感謝状・盾

多年にわたり、県連トレーニングチーム員として県連盟の指導者養成事業に携わり、定年により退任した県連指導要員、ただし休務者を除く

(神奈川県連盟の感謝および表彰の申請および審議手続き)

第6条 この規程の第4条および第5条に定める本連盟の感謝および表彰に関する申請および審議手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本連盟に所属する地区は、本連盟に対して申請を行う。
- (2) 贈与または授与の決定は、前号の申請について本連盟名誉会議での審議の結果または本連盟名誉会議自体の発議によるものとする。
- (3) ただし物故者または病気危篤で急を要する場合は、定例名誉会議を待たずに随時名誉会議を開催して審議をすることができる。
- (4) 本連盟名誉会議は、その結果を県コミッショナーが理事会に報告するほかは、何人も審議内容を他に漏らしてはならない。

(神奈川県連盟の贈呈者および授与者)

第7条 この規程に基づいて本連盟が行う感謝および表彰の贈呈者および授与者は、連盟長とする。

- ② 連盟長欠員の場合の贈呈者または授与者は、副連盟長とする。副連盟長欠員の場合の贈呈者または授与者は、理事長とする。

(改正)

第8条 本連盟名誉会議は、理事会の議を経て本規程を改正することができる。

- ② ただし、日本連盟名誉会議規程、および日本連盟感謝・表彰規程が改正された場合は、本連盟名誉会議の議を経て本規程を改正することができる。
- ③ 前第2項により本規程が改正された場合、県コミッショナーはその旨をすみやかに理事会に報告するものとする。

平成27年9月2日成立

平成28年5月15日施行

令和2年9月9日一部改正

令和3年9月8日一部改正

令和4年3月16日一般社団法人化に伴う改正